

第3号議案 加賀田中学校区青少年健全育成会規約 改正（案）

章	条	項	区分	改定前	改定後	改定事由
第1章 名称及び事務局	2	1	追加		事務局は事務局長及び事務局員を若干名とする。 任期は1年とする。ただし再任は妨げない。	事務局の規定があるが人的な規定がなく、書類の管理及び引継ぎに支障がある。
	2	2	追加		事務局は本会に関する総会及び各会議の企画、運営を行う。資料及び活動に関する資料、関連団体からの書簡等の管理保管を行う。	事務局の規定があるが人的な規定がなく、書類の管理及び引継ぎに支障がある。
第5章 役員	7	1	変更	会長1名、副会長5名、書記2名、会計2名、地区長7名、参与3名	会長1名、副会長6名、書記2名、会計2名、地区長7名	大矢船地区から大矢船西町地区を分離したため。学校長と参与についての関係見直し。
	8	1	削除	本会に直前会長をおく……		顧問制度があり、直前会長をおく必要性がない。
	8	2	削除 変更	本会に顧問をおく。顧問は前年度会長及び以前の運営委員で本会が必要と認めた者を運営委員会が指名し、本人の同意を得て決定する。	第6章 本会に顧問をおく。 第15条 顧問は本会が必要と認めた者を運営委員会が指名し、本人の同意を得て決定する。 第16条 顧問は本会の運営に必要な知識、情報を提供あるいは助言する。	7条1項との整合性のため6章に規定。 又、幅広い範囲で、真に本会の運営に必要な人材の確保のため、顧問の任務を明確化する。
	8	3	削除	本会に協力員を若干名おく、協力員は前年度及び以前の運営委員で本会が必要と認めた者を運営委員会が指名し、本人の同意を得て決定する。		規約第5章役員第7条第1項に明記されていないのに、規約第5章役員第8条3項に定義されており、整合性がない。協力員の任務の明確化と増員のため。

第5章 役員	11	追加	副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。	1.副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。2.指名委員長、事務局長、各専門部会担当、各開催行事実行委員長を兼任する。	事務局、各専門部会、各行事等の運営強化のため。
	12	2 削除	記録、通信その他の書類を保管する。		事務局に移管
	15	削除	参与はその専門的な知識により会務の助言を行う。		参与の職務と学校長として育成会との関わり方について整理する。又、参与と顧問の明確化のため
第8章 総会	24	1 変更	定期総会は年1回とし、毎年4月以降に実施する。	定期総会は年1回とし、毎年4月中に実施する。	会計年度との整合性のため。
第11章 指名委員会	35	変更	指名委員会の委員長は副会長（5名互選）が兼任し、必要に応じて招集する。	指名委員会の委員長は副会長（6名互選）が兼任し、必要に応じて招集する。	大矢船地区から大矢船西町地区を分離したため。
第13章 参与及び 協力員	37	追加		参与の選出については、加賀田中学校、加賀田小学校、石仏小学校のそれぞれの校長とする。本会の会長の求めに応じ、専門的な立場による本会の運営に必要な知識、情報を提供あるいは助言する。	青少年健全育成会と学校教育法に基づく学校との関係性について整理
	38	追加		本会に協力員を若干名おく、協力員は会員の中で、本会が必要と認めた者を運営委員会が指名し、本人の同意を得て決定する。任務は本会の行事開催時の協力を担う。	協力員の任務の明確化と増員のため。
付則	11	追加		令和5年4月23日一部改正	